

(様式第1号)

平成22年度 第3回 芦屋市男女共同参画推進審議会 会議録

日 時	平成23年2月9日(水) 14:00~16:00
場 所	芦屋市男女共同参画センター 会議室E
出 席 者	出 席 副会長 柳屋孝安 委 員 宮地光子, 宮本由紀子, 西川やす子, 村上由起, 中井紘子, 中山克彦, 堀晃二, 吉川博美 欠 席 会 長 高島進子 (敬称略)
事 務 局	市民生活部 竹内部長 男女共同参画推進担当 岡田課長, 小杉主査, 担当 入山, 松本
会議の公開	公 開
傍 聴 者 数	0人

1 会議次第

(1) 副会長挨拶

(2) 議題

配偶者等からの暴力対策基本計画について

(3) その他

2 提出資料

「芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画(原案)」

3 審議経過

= 開会 =

事務局/岡田: 定刻になりましたので、ただ今から平成22年度第3回芦屋市男女共同参画推進審議会を開催させていただきます。

はじめに、この審議会ですが、平成21年3月に制定された「芦屋市男女共同参画推進条例」の施行に伴い、芦屋市の附属機関として男女共同参画推進に関する事項の調査・審議を行なうために設置されたものです。

また、この会議は、芦屋市情報公開条例第19条の規定に基づき、原則公開となっております。個人情報等の非公開事項を取り扱う場合のみ、非公開についてお諮りさせていただきます。本日現在のところ、傍聴のご希望はございません。またもし、傍聴のご希望がありましたら、お声をかけさせていただいてお入りいただくことになるかと思っております。会議録の公表につきましては、ご発言者のお名前も公表いたしますのでよろしく願います。

この審議会のほかに、庁内組織として男女共同参画施策を総合的に推進するため「男女共同参画推進本部」が設置されております。市長を本部長とし、施策の推進を図っていくものです。以上、審議会等についてご説明をさせていただきました。

また、本日高島会長は急な体調不良により欠席とのご連絡をいただいているため、

芦屋市男女共同参画推進審議会規則の第2条第5項に基づき、柳屋副会長に会長の職務を代理していただくこととなります。

それでは、会議の開催にあたり、柳屋副会長からご挨拶をお願いいたします。

柳屋副会長：高島会長がご欠席とのことではございますが、代理で私が議事進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局／岡田：皆様に本日の資料を郵送させていただいておりますけれど、お持ちでしょうか。それでは柳屋副会長、議事の進行をお願いします。

柳屋副会長：本日のメインは本計画に対して、委員の皆様からご意見をいただくこととなります。ご意見を伺う前に事務局からもう一度説明していただき、その後の状況もご説明をお願いします。

事務局／岡田：第2回の審議会、中間まとめのときにご説明をさせていただき、ご意見もいただいたところですが、策定経過や計画の概要についてご説明をさせていただきたいと思っております。まずこの計画は平成13年に通称DV防止法が制定され、その後2度の法改正を経まして平成20年1月に改正DV防止法が施行されました。そのDV防止法の第2条の3第3項に基づく市町村基本計画にあたるものが今回策定しようとしているDV対策基本計画です。

このDV防止法の趣旨ですが、配偶者からの暴力が重大な人権侵害であるという認識に立っているということや、通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することによって配偶者からの暴力の防止と被害者の保護を図っているということです。これは1ページ「計画の策定にあたって」で記載しています。DV防止法の趣旨に基づき、この計画を今回策定しようとしています。

それから、改正DV防止法の施行に伴い、国が基本的な方針を示しています。基本方針というのは、都道府県や市町村の役割をそれぞれ示し、県と市が役割分担をしながら被害者の立場に立った切れ目のない支援にあたるよう指針を示しています。県の役割としては、被害者支援の中核として一時保護の実施や市町村への支援、あるいは広域的な施策などを、法の中で、また基本方針の中で示しています。

市の役割としては、住民の身近な行政主体として相談窓口を設置したり、緊急時における安全確保や、一時保護は都道府県が実施することになっていますがそれにつながる時の安全確保や地域における継続的な自立支援が市の役割として期待されています。

同じように改正DV防止法の中で相談支援センターの機能整備が求められています。都道府県の支援センターや市町村の支援センターがありますが、先ほど申し上げたように一時保護に関しては都道府県の支援センターが実施します。また都道府県の支援センターは処遇困難な案件や専門的な対応が求められる業務も担っています。一方で市町村の支援センターは、住民の皆さんに一番身近な行政主体として、相談・自立支援等の業務を担っています。市町村には、支援センターの機能整備が努力目標とされており、今回の計画においては、支援センターの機能整備を重点的な考えとして位置づけております。

計画の概要はこういうものですが、40ページをご覧ください。これが基本計画策

定の経過でございます。計画を策定するにあたりまして、審議会とは別に附属機関に準ずる機関として原案策定委員会を設置、4回の議論を経て、この原案を作成するに至っております。この審議会においても第1回目の7月に基本計画を策定するというお話をさせていただき、その後第2回目の中間まとめの時と、今回、合計3回を開催しました。庁内では課長級で組織している推進本部幹事会を3回、市の意思決定をいたします際の本部会議はこれまでに3回開催しました。また、12月には市民意見の募集をしました。市民意見の募集は12月15日から計画案の閲覧を開始、12月24日から1月24日の間にパブリックコメントを実施しました。その前に市議会の民生文教常任委員会でもご報告をさせていただき、市議会からもご意見をいただきました。パブリックコメントが実施された後は1月31日に最後の原案策定委員会を開催させていただき、現在はそこでのご意見を最終調整している段階です。後ほどその点についてご説明させていただきたいと思っております。それから今日の審議会を經まして、予定では2月18日に第4回男女共同参画推進本部会議をもって計画の決定に向けて取りまとめを行なっていくという状況です。

続きまして、市民意見の募集結果についてですが、1ヶ月のご意見をいただく期間に、お一人のかたから配偶者暴力相談支援センターの機能についてご意見いただきました。そのご意見について、ご報告させていただきます。いただきましたご意見は、基本目標1、2にそれぞれ支援センターの機能について述べられているところがあるのですが、その部分についてで保護命令申立てをしたときの対応について、中間まとめの段階では「情報提供や助言」という表現になっていて、裁判所の提出書類の作成など支援センターの機能について読み取ることができないのではないかとご意見でした。それらの記載を明確にしてほしいということ、またもし、そういう機能を整備しないのであれば、どういう考えなのかというご意見でした。いただきましたご意見のとおり、そのような支援は支援センターの機能の中で必要なものですので、28ページの「(2) 保護命令等に関する支援」の「保護命令申立て時の支援」の本文中で、「被害者が保護命令制度を円滑に利用できるよう、関係機関との連携し、保護命令申立てについての情報提供」のあとに「裁判所等提出書類の作成・助言」を追記いたしました。それから支援センターの機能について分かりにくかったということもあり、原案策定委員会でもご意見をいただき、最終的に24ページの点線で囲っている部分が支援センターの機能について書いていたところですが、ここの文言を少し調整し、はっきりと施設や建物という箱物を指すのではないということを明記しようと、最終調整を図っています。

中間まとめ以降、修正があったところをご説明します。24ページ以降をご覧ください。これはもともと中間まとめの段階で少し内容が分かりにくいということで表を付けていました。その表につきましては、新規または新しい体制で着手していくものが「新規」、今もあるけれどももう少し体制的に充実させていかななくてはいけないものは「充実」、そして今ある機能を継続させていくものを「継続」としています。ここまでは中間まとめで出させていただいていたのですが、原案策定委員会で、だいたいど

ういう優先順位でやっていくのかを反映してほしいとご意見をいただいておりますので、今回「目標期間」ということで、右端の列を付け加えました。この目標期間は25ページ一番下の欄外のところですが、「短期」がおおむね2～3年に着手・取組をするもの、それから「中長期」が7年の計画期間内に着手・取組をするものとして、分けるのが難しい部分もあったのですが、こういう分け方をしました。「短期」と「中長期」の考え方ですが、今回「短期」として考えたのは、この計画の実施の中で最も重要であると思われる支援センターの機能整備、またそれに付随して同時並行してやっていかななくてはならない支援などを主に短期目標にしております。それから広域的な体制整備などある程度時間がかからざるを得ないものや、腰をすえて取り組んでいかななくてはならない啓発などは中長期目標としております。あとは文言のところでは原案策定委員会でも、ここは「取組」にした方がいいのではないかと、「必要」という言葉がいいのではないかとということで文言修正をしております。細かくは時間の関係で説明いたしません、37ページの「(2)学校等における啓発・教育の推進」というところは、もともとは「デートDV」の啓発としていたのですが、「予防」という言葉をはっきりと入れた方がいいのではないかとということで、ここは「予防啓発」と修正しました。考え方としては、だいたいこのように原案をまとめさせていただいております。

次に、中間まとめの際に議会でもいただいたご意見ですが、ご意見というよりも質問が多く出たのですが、基本計画そのものについて周知されていなかったり、分かりにくかったりする部分があったのかなと感じております。「住居確保に向けた支援」についての質問を何人かの議員からいただきました。住居の確保はなかなか難しいもので、特に市営住宅や公営住宅は、その数が物理的に限られています。優先的にDV被害者の住居を確保できたらいいのですが、そうした場合の安全確保の問題やあるいは現在市営住宅そのものが空き待ちの状態です。困窮者のかたが空きを待っている状態で優先入居はなかなかしにくく、現在芦屋市では、点数加算をしているのですが、そういうことをしながらきめ細やかに情報提供をしていくということをしているとご説明しました。その上で、住居の確保については非常に大切な部分であるので芦屋市でもできる限り工夫しながらやってほしいと議員からご意見いただきました。それから関係機関によるネットワークの構築において、庁内でもですが、警察など外部機関との公的なネットワークの構築がなかなかできていなかったのですが、この計画を作るのであれば今後は広域的な、市町間あるいは県と市、それから警察や健康福祉事務所などの専門機関とのネットワークを作っていくことに力を入れていって積極的に進めてほしいとのご意見をいただいております。この審議会でも前回啓発の部分で皆様から積極的に啓発を進めるべきであるとのご意見をいただいたところです。議会でも「啓発・教育の推進」のところでは教育委員会との連携がもっと必要なのではないかというご意見もいただき、ここでもご説明したように実施機関が教育委員会という別組織なので、なかなか難しい部分もあるとご説明した上で、ただ教育委員会でも放っておいたらいいとか、関係がないとかいう意識ではなく、できることから取り組んでいるという

状況であるのご説明しました。県の教育委員会でも、デートDVに関する予防啓発パンフレットを今年度作られ、県下の中高校生対象に配布されるということです。また、市内でも潮見中学校では全学年を対象にデートDVに関する授業を実施したと聞いております。市でも計画の策定中ですが、男女共同参画センターでは今年度12月に、子ども達を取り巻く周りの大人への啓発ということで、市民向けの講座「デートDVをくいとめるために」周りの大人がしなければならないことという視点で市民講座を設けました。実際には市民の参加申込みが少数だったので、せっかく講座を設けたため、できるところから職員啓発に取り組んでいきたいということで、市の新任職員中心に、10数名が参加しました。(参加した)職員はDVやデートDVという言葉に馴染みがなく、そういう点でも行政職員の心構えとしてこのような研修を受講できてよかったとの感想も聞きましたので、今後もそういう形で、まずはできるところから取り組んでいきたいと思っております。また今年2月には職員への啓発の一環で人事課研修を設け、これは部課長研修ということですが、DVとはどういうものなのかということ研修として取り組んでいく状況です。来年度以降が計画の実施になるのですが、市もできるところから取り組んでいくという状況です。説明は以上です。

柳屋副会長：ありがとうございます。これまでの経過、市民からのご意見、それから前回の中間まとめに関するこの審議会でのご意見、議会での質問を中心にご説明いただきましたが、委員の皆様いかがでしょうか。ご意見があればおっしゃってください。今回で審議会は最終ということですので。

宮地委員：25ページからで、表を入れられたということですが、「中長期」の説明が「7年の計画期間内に着手・取組をする」となっていて、着手も7年の間になるとすごく間延びしたような感じで、ここで中長期とされているのは「被害者の状況に応じた専門相談体制の充実」で、この着手を7年の間にやっていいことにはならないと思えます。目標期間で中長期と入れておられるのを拝見しますと、着手に時間がかかるようなものばかりであるとは思えないです。だから着手してそれを持続的に長期にわたって実施しないといけないという意味であれば中長期という分類は分かるのですが、着手も含めて中長期とされると基本計画をせっかく策定したのになかなか先のことであるのかなという印象を受けます。そういう意味で使っておられるのではないと思うのですが。

事務局/岡田：幅があるんです。原案策定委員会でも目標期間についてどういう考えですかということで、まずは取り組んでいくべきもの、それから取り組んで着手したらそれで終わりではなくて、取り組み始めたらずっとそれを継続して取り組んでいくわけです。その取組をずっと行なうので、期間を分けること自体が難しかったのですが、計画ですから必要と認識しているわけで、「着手」については条件さえ整えば、どんどん着手していく考え方はあります。標記の仕方として、中長期にせよ、短期にせよ分かりにくいということで、取りかかるのと、取りかかった後もずっと取り組んでいくということを含めた「中長期」ということです。つまり着手を7年後にするということではなく、例えば多言語対応が必要な外国人への対応というのはなかなか市町村独自

ではかなり難しいことだと思しますので、専門のノウハウを持っているところと連携をいかに模索していくかというところで、着手がだいぶ遅れるだろうというのがあります。それが3年後、5年後になるのか分かりませんが、できるだけ早く着手しようとは思いますが、その取り組んでいく期間が7年間で幅があるということです。分けること自体が少し難しかったところもあり、この中にいくつかのことも含まれております。

宮本委員：結局「短期」とは急ぐという理解でいいですか。

事務局／岡田：そうです、優先度が高く、取りかかっていくべきものと考えております。

村上委員：同じ表のところですが、目標期間と書かれているので、最初見たときは達成までの目標期間と勘違いしました。短期2～3年で達成するのだと思っていたのですが、その下の注意書きを見てみると、「着手・取組」と書かれているので、目標期間というのは達成までではなくて、着手・取組までの期間と理解し直したのですが、少し誤解されるのではないかと思います。目標期間とあれば、達成までと誤解されるのではないかと思います。着手までの期間か、取組までの期間と潔く書いた方が理解しやすいのではないかと思います。

事務局／岡田：「着手期間」というのも考えたのですが、そうすると着手することが目的みたいになりますので、着手した後に取り組んでいく取組期間であるのかなと考えております。例えばこういう表現をしたらこういうふうな解釈をされる、ということはあると思いますが、少なくとも着手が目的ではないので。

中山委員：これは基本計画の原案で本部会議があって、原案が決まりますよね、新年度、4月からこの計画は実施されるということですね。DVは実際に現在起こっている問題ですよね。計画をつくったからやるということではないということです。あくまで行政としてこういう問題を全市的になくしていこう、予防していこうと、起こったときにはそれに対応していこうという基本的な考え方ですよ。

事務局／岡田：その対応の仕方をこういう方向でやっていくということです。

中山委員：今話しになっている目標とか、期間というのではなく、これまでやってこられて実際に現場で組織的に不備があったとか、対応の仕方に問題があったなど、困った問題がたくさんあったと思うのですが、この問題に取り組んでいくのに基本となるのは、足りないところ、先にやらなければならないことを優先的にやる、人的とかハードとかソフトとかあると思うのですが、そういう整理の仕方で行っていくべきです。例えば計画を作っていく中でどんどん難しい表現になってきて、計画を遵守する為にやるということになってきますから、考え方としては原点に立ち返って、これはこれとして実際の現場では足りないところ、急ぐところからやっていく考え方でいいと思います。

事務局／岡田：まさにおっしゃっていただいたとおりで、現実に今も被害者はおられるわけで、それに対する対応は、今ある資源、人的資源でもってやっています。そういった状況で、今回計画を策定するにあたり、体制的に重視しなければいけない部分が支援センター機能の中の相談で、支援センターの機能整備を一番にもってきています。こ

れから議会で承認を受けまして、予算を付けていただいて、人的なものを予算にしなが
ら認められたら実施していくということになるのですが、婦人相談員も市としては
設置していきたいと思っています。今までは相談員がいなかったので、福祉事務所に
相談に来られたらそこで対応にあたりたり、男女共同参画センターで相談を受けたり
していたのですが、今回計画を作る中で見えてきたのは、一つは相談にあたるという
ことと、相談を受けた後にどういうふうにある行政施策を使いながら支援に結び付
けていくのかということが一番芦屋市で弱い部分なのかなと思います。そこを中心的に
ある意味コーディネートしなければいけないし、被害者の立場に立った相談をしてい
くということで婦人相談員を今後設置していきたいと思っています。

吉川委員：「新規」と書いてあるところは早く実現したらいいなと思いますが、新規に関して
来年度以降とおっしゃいましたが、一年くらいご準備されて支援センターができる
ということですか。

事務局／岡田：支援センターは箱物ではなくて、支援センターの機能がDV防止法に規定さ
れているのですが、その機能は相談であったり相談機関の紹介や情報提供、また保護
命令に関しての情報提供や支援などが支援センターの機能ですので、そこを充実して
整備していけるように人の配置をできたら来年度から取り組んでいきたいと考えてお
ります。

中山委員：推進される部署はどこになるのですか。

事務局／岡田：まだ組織は未定です。

中山委員：男女共同参画審議会に参加させていただいて一番感じますのは、庁内でどこかが
イニシアティブをとってそれを周囲に理解してもらって、そういう盛り上がりも心も
たない感じがします。非常に大事なことをトップダウンできる人と、遠慮しながらの
人というような組織的な問題があります。この計画を進める上において、今後の問題
として大事なところだと思います。

事務局／岡田：庁内の連携になるのですが、どこかが中心になってやっていくということ、
それから実際に相談に来られたときにはひとつの部署で完結しませんので、関係機関
との連携で30ページの「基本目標3 被害者の自立支援」で、関係機関との連携、
いわゆるコーディネートも含めた連携をどこかが中心になってやっていき、そこを推
進していかななくてはならないということ、どれくらいできるのかに大きく関わって
くると思います。先ほどの「短期」と「中長期」がそれぞれ2～3年以内、7年以内
ということだったのですが、そもそもそのように設定したのはこの計画が7年計画で
あるということと、2年後に男女共同参画の行動計画の見直しの時期になりますので、
それに合わせてこの計画も一度見直しをして修正が必要な部分の有無を検討してい
きたいと思っています。その2年後の時期を短期として区切り、一定の整理ができるの
かなと思います。そこでもし手がまだ付けられていなかったり、進んでいなかったり
する部分はそれを進めていくという考えの中で短期、中長期を分けているということ
です。

堀委員：25ページの表で「配偶者暴力支援センター機能の整備」は新規ということで、
これはまだ着手していないという意味ですね。

事務局/岡田：そうです，婦人相談員が設置されている自治体もあるのですが，芦屋市には婦人相談員はおりませんので，設置していききたいということです。

堀委員：「被害者の状況に応じた専門相談体制の充実」，「高齢者，障がいのある人，外国人等に対する相談の充実」，「相談窓口・方法の市民への周知」，「苦情等への対応」は何らかの形で現在進んでいるということですか。

事務局/岡田：そうです，今あるものを活用しながらやっていくもの，あるいは今あるものをもう少し充実しないといけないものが からの新規以外のものです。

堀委員：と の目標期間のところは，新規の着手と受け取れますので，すでに「着手」しているものをまた「着手」し直すととらえますので，「着手」というのは少し違和感があります。

事務局/竹内：充実をさせることに着手するという意味で記載しているのですが，実際にはここで「着手・取組」と書いていますが，短期と書いてあるものは急いでやっていないといけません。今すでにやっている体制があるわけで，その充実はとりあえず短期の目標ができてからその次にと考えております。短期と中長期というのは優先度の度合いだけを表しているものですが，全部が全部この2年間でできるかといいますと，ちょっと難しいと思います。中長期の7年というのは，計画の範囲の中で全部終わらすということ，最後まで何もしないというつもりはないです。

宮地委員：少し言葉の使い方で誤解を招く感じがして，かつ，ざっと拝見しましたら「新規」で中長期となっている事業が一つだけなんです。あと全部中長期は「継続」となっています。それなのに「着手」という言葉を中長期に使われるので，7年の間に着手するのかとせつかく良いことが書かれていてもすごく先置きにされた感じがします。言葉の使い方が新規で中長期であるのがたくさんであればこういう言葉の使い方でいいと思いますが，ほとんどが充実，継続のところの中長期を使われていて，新規で中長期は他機関とのネットワーク構築があるところだけは新規で中長期となっているんですね。その一点だけだと思います。でもそれも7年の間に着手していいのかということですよ。

事務局/岡田：今までの経験上，他機関との話しで，例えばネットワーク会議を立ち上げようとしてもかなり年数がかかります。話しをもって行って，相手側がその話しの必要性を感じないと話しになりませんので，そういう協議を経てこういうネットワークを作りましょうということになるので，ここは短期でできればもちろんそれに越したことはないのですが，ネットワークの立ち上げにはかなりの時間がかかると思っています。おっしゃられたように，「着手」をとってしまってもいいのですが。

宮地委員：「着手」をとった方が継続案件についてはずっとその期間追及するという意味になりますし，新規で中長期についてはその期間立ち上げるべく追及するみたいな意味で，「着手」をとった方がいいですね。

柳屋副会長：そうですね，「着手」をとってもいいですね。新規でも取組をずっとするというで。

事務局/岡田：着手と取組どっちに重点を置くかなんです。

中山委員：他市においても、このような表現するのですか。

事務局／岡田：これは芦屋市（の計画）で、目安としてこのような書き方にしています。

柳屋副会長：今のご意見を踏まえて、もう一度検討されてはいかがでしょうか。

事務局／岡田：はい。

村上委員：28ページの表で、の目標期間が「短期（中長期）」とあるのですが、何が短期で、何が中長期なのでしょう。ちょっと分かりにくいです。

事務局／岡田：関係機関の中で、今までの業務の中で話がすでにできていて連携が実際にはとれているところもあるんです。それを充実していくことは短期的にできるだろうし、優先的にやっていかななくてはならないところかなと思います。例えば、医療機関等からの通報の体制作りに関しては医師会とこういう時にはこういう対処をしましょうという取り決めをするような連携はとれていなかったもので、そういうことを今後していくには中長期で取り組まざるを得ないのかなと思います。そういう意味で括弧書きにさせていただきました。

村上委員：表の中を整理して、明示していただいた方がいいです。今、お話を聞いて、医療機関は中長期と理解できたので、整理された方が理解しやすいと思います。

柳屋副会長：を2つに分けるということですね。それは可能ですか。

事務局／岡田：はい。調整させていただきます。

柳屋副会長：この目標期間というのは今後において基本計画を評価していく、進行管理をしていくうえで重要な意味があると理解していいですか。

事務局／岡田：そうです、目安としてももともとは「何年度に」という数値目標を入れることはできないのかと原案策定委員会の中でご意見をいただいたのですが、やはり財源も必要であるし、明示しにくかったところ。特に数値目標といっても今回は一番大きなところが相談機能をどうやって充実させていくかということなので、相談件数が増えればいいということではないので相談機能が充実して、相談件数が減ることを目指しています。数値目標になりにくいこともあり、あるいは今申し上げた年次をいれるのもしにくいということもありますので、こういう形にさせていただきました。進行管理のところにありますように、この計画独自の評価委員会を設置することは予定しておりません。この審議会で、行動計画における実績報告をして進行管理をしていただいています。それと同じように審議課の中で報告させていただいて、進行管理も同時に行なっていきたいと思っています。

柳屋副会長：イメージとしては男女共同参画の進行管理と同じようにするのですか。

事務局／岡田：今の行動計画には数値が出ていますので、例えば講座の回数を何回にするとかそこまで詳しくはしないですが、基本施策と内容については今こういう状況にあるという報告の仕方だったらできるのかなと思います。そこはまだ具体的なイメージを持っていないのですが、項目について現在についてはこういう状況ですということは、報告していけるのかなと思います。

中井委員：さきほどまだ決まっていないというお話だったのですが、婦人相談員のかたを新たに雇用されると思うのですが、男女共同参画推進担当に配置されるのですか。

事務局/岡田：支援センターの場所は、もちろん支援センターは箱物ではないのですが、30ページの(1)をご覧ください。その中で「相談者の安全確保のため支援センターの場所は非公開とし、被害者が安心して相談・支援が受けられる環境整備に努めます。」と書いてありますが、支援センターの機能としての相談をどこで受けるのかというのは非公開とさせていただきたいと思います。原案策定委員会の中でもお話はあったのですが、実際に相談に来られたかたを加害者がつけたり、待ち伏したりすることが現実には起こっていますので、どこで相談員が相談を受けるのかは非公開にさせていただきたいと思います。

中山委員：どこかで相談を受けているかということですね。どこにあるかと構わないことで、関係部署同士のつながりや、職員のDVに対する受信アンテナ、情報のつかみどころをどう発達させるかということが大事ですね。

中井委員：実務の現場で、実際にDV被害を受けておられるかたにお話しを聞いたら、まずどこに行けばいいかわからなかったと、警察には行ったけれども警察もDVという認識はあまりないので、結局どこの窓口にも案内されず、近くにいる市議員や民生委員に相談したりして、役所は敷居が高くてなかなか行けないというんです。DVの場合、実際に被害にあわれているかたは、どこに相談したらいいのかわからないというかたが多いというのはあります。

事務局/岡田：支援センターにつないでいただいたらいいと思います。

村上委員：それを被害にあっているかたが知らないと機能が半減するということですね。

事務局/竹内：今の段階でまだ決まっていないのですが、DV被害者の相談の窓口は周知することになります。

村上委員：例えば電話番号が明示されて被害者にはその電話番号は分かるようになるということですね。

柳屋副会長：相談場所を秘密にするということですね。

事務局/岡田：そうです、他市の状況をお聞きしましたら、半分くらいは電話相談で済むこともあるそうで、ただどうしても電話相談では無理で、来ていただくときは、その場所は非公開にするということです。電話番号はPRし、ここに電話をすれば支援の窓口になるということは周知していきたいと考えております。

中山委員：10ページの図9、DVの相談件数ですが、平成17年から18年は倍になっていますが、そこからは横ばいですが、なぜ増えたのか、またここに挙がっていない実際の件数はどれくらいあるのですか。

事務局/岡田：ここに挙げている相談件数は統計ですので、芦屋市が兵庫県に報告している相談件数です。芦屋市が受けたものをどのように統計をとっているかといいますと、私どもで受けた相談件数と、福祉事務所で受けた相談件数を合算して県に報告しています。人数ではなくて、件数でカウントしています。私どもで受けているのはカウンセリング相談が主になります。カウンセリング相談は、お一人のかたが1ヶ月に1回、1週間に1回などと定期的に継続してお越しになられる場合が多いので、相談者の数は少なくなります。

村上委員：今回いただいたものと、前回のものをざっと見比べたのですが、私として良かったなと思うところは「基本目標4 啓発・教育の推進」というところが、「啓発」だけになっていたのですが、「教育」が入ったことは評価できるかなと思いました。子どもへの周知も大事ですし、相談窓口の話が出ましたけれども、最近DV被害にあっているのではないかと話聞いてきます。そういった例では、本人が自覚していないのです。基本目標4の(1)「家庭・地域・職場等への啓発活動」という項目がありますが、ここがとても大事で、本人が自覚しないと相談しません。そういった本人が自覚しない例がとても多いのではないかと思います。この「家庭・地域・職場等への啓発活動」とありますが、例えば具体的にどのようなことを考えておられますか。

事務局/岡田：これはとても難しいので、工夫しながらやっていくしかないと思っています。例えば今年度は市民講座をいくつかやりましたが、実際は市民の参加が少なかったりしましたので、PRの仕方が悪かったのか、あるいは時期が悪かったのか、内容のアピールができていなかったのか等、今後色々考えていかななくてはならないところだと思っています。こちらとしては大きなイベントで、ちらしを配らせてもらったりしたのですが、その割には市民の反応が少なかったです。

村上委員：今おっしゃったように、何が悪かったのかを考えることはとても大事なことです。DVと気付かない人にとって、いくらちらしを配っても自分が受けていることと、そのちらしにはとても大きく隔たりがあると思います。そのため、そこは本当に難しいところだと思います。教育委員会との連携でも、できることからしていくということでしたが、保護者対象とか、何か踏み込んでできることがあればしていただいて、実際に被害にあわれている人がより多く気づいていくことが大事だと思います。

堀委員：市民への啓発ということで、広報あしやで特集をお出しになりますよね。そのときにDV相談の電話番号を記載されて、保存版にされたらよいのではと思います。

事務局/岡田：おそらく3月になると思うのですが、DVの特集記事を出す予定にしています。相談に関しては、広報に毎月掲載しています。

堀委員：載っていますか。

事務局/岡田：紙面の都合上、少し小さいのですが、毎月掲載しています。

堀委員：私はある町の自治会長を8年間やっておりますが、(DVのことは)聞いたことがないですし、発見できないですね。車椅子が必要であるということや、高齢者のお困りになっていること、(ご家族)お二人のうちお一人が亡くなったということなどは耳にしますが、DVのことは一度も聞いたことがありません。自分で探すことも無理です。市民のかたが、どこに相談したらいいかは、やっぱり電話番号ですね。(電話番号が書いてあるマグネットなどを)冷蔵庫に貼るといのはいかがでしょうか。

事務局/岡田：とても難しいのが、被害者と加害者が同居されている場合、なかなか簡単にはそういったものを冷蔵庫に貼れないというのがあります。おっしゃられたように、ご自分も気づかない、あるいは認めたくないということは、当然周りにも隠したいということが基本的にあります。

堀委員：11ページの表で、「どこ(だれ)にも相談しなかった」というのが圧倒的に多いで

すね。むしろ隠れている被害者が多いということですね。

宮地委員：さきほどの啓発・教育の点ですが、確かに「教育」というタイトルが入ったのはいいかなと思いますが、実はこの部分は中間まとめのときにかなり学校教育のところの書き方についてはデートDVに焦点をあてられすぎていて、デートDVというのはDVの中の一つの形態であって、根幹はDVなので、その辺の標記・書き方の検討をお願いしたのですが、結論から言えば私個人としては、この書き方では非常に不十分というか、不満足感が残ります。何が変わったのか前回と照らし合わせたのですが、37ページ「人権教育の推進」のところに、「暴力を容認しない心」というのを入れていただいているのですが、それ以外は全く同じなんです。やはり基本はDVであって、他のところはどんな計画をたてているのかなと調べて、兵庫県の21年の暴力対策基本計画を見たのですが、やはり学校教育のところでちゃんとDVというのは打ち出しています。最近デートDVという言葉が注目されて、なぜかそこに特化していく書き方になっているのがすごく気になります。むしろ子どもの発達段階に応じたDV教育という点からすると、子どもにとって一番身近なのは両親の関係です。両親の関係をどう見るかということが非常に身近で、デートDVというのは高校・大学くらいになってくると自分の非常に身近な問題になってくると思うのですが、小・中・高に対応するのに一緒くたになって、デートDVとってしまうとすごく違和感があって、本来家庭の問題に学校現場が一番焦点を当てられるのに、なぜかそこに切り込めていない基本計画というのに私はとても不満で、さっきのところも被害者が気付かないというのは、気付かない被害者は電話もかけてきません。おかしいよって身近な人が言ってくれない限り、絶対に動きません。そういう点では学校現場での先生が一番気付かせる出発点になるケースが多いんです。そういう意味で兵庫県の計画を見たら、保護者に対するDV防止に向けた啓発をちゃんと入れているんです。県の計画との整合性という意味でも、この部分はもうちょっと何とかならなかったのかなと感じます。今となってはこの段階で大きな修正はできないと思いますが、今後の見直しのためにデートDVに特化してしまわない、基本的にはDVについての教育・啓発を保護者も含め、やっていくことを是非お願いしたいと思います。

中山委員：私も同意見ですが、4月までにまだ時間はありますし、デートDVに特化しなければならぬ義務はあるのですか。

事務局/岡田：学校等におけるものですので、学校は保護者が第一ではなく子ども達が第一のところもありますので、子ども達を対象にしたデートDVという書き方にとどまざるを得ないのかなと。保護者に対する啓発というのは、ここではなくて(36ページ)「(1)市民等への啓発・教育の推進」ですすめていくという、ご意見もたくさんいただいたのですが、そういう整理の仕方をさせていただいたということです。

柳屋副会長：教育委員会は別組織ですね。そういうことになると、保護者を教育してくださいというのは、教育委員会に対しては言いにくいところがありますね。

事務局/岡田：市の組織としては、例えば生涯学習や社会教育などの分野があると言えばあるのですが。

中山委員：一番危惧しているのは、例えば警察、保健所と連携をとろうとしても、なかなかうまくいかないことが多いですね。色んな立場があり、責任も発生しますから。そういうことがありますから、これから大事なのは、教育委員会が組織的に何かあるのであれば、なお一層アプローチしてもらって、理解してもらおうようにしていかなければ、どこかが偏った形になって後悔することがないようにやられたらいいのではないかと思います。

事務局/竹内：この基本計画の原案策定委員会には、警察のかた、保健所のかたにも入っていただいているので、全く連携をとれないということではなく、ある程度道筋はついたかと思っております。学校での教育に関しては、県の指導要領によって全部実施されていますので、市からこれをやってくださいと言うわけにはいかないんです。ですから、空いている自由時間の中で、学校が何を取り組むかというのは指導要領に基づいてやっておられます。教育委員会と連携がとれないというわけではなく、同じ市の機関ですからその部分ではあまり危惧はしていません。宮地委員から兵庫県の計画ではDVのことがはっきり出ているというご指摘がありましたが、実際に学校の授業の中にどれだけ取り込んでいるのかということの（教育委員会の）反応が全然なかったもので、見直しの時にも、この件については出続けるだろうと思っておりますので、もう一度見直さなくてはいけないだろうとは思っています。

宮地委員：そもそも教育委員会のことについては打ち出せないというのだったら、このデートDVの予防啓発を出すこと自体できなくなりますね。そうではなくて、デートDVについて出しておられるのなら、端的にそこに「DV及びデートDV」と書いていただいたらいいんです。岡山市の基本計画などはそういう書き方になっています。なぜそこでDVを省かれたのかというのが疑問です。

柳屋副会長：宮地委員がおっしゃられているのは、子どもに対する教育がデートDVに限定されてしまうということですか。

宮地委員：子どもに対してもそうだし、かつ教育現場は保護者に対する予防啓発するのに射程距離に入れる機関としては非常に身近で、一般的に市でうたうよりも、その教育現場の中に保護者に対する啓発を取り入れる方がより具体化で、より実効性があるのではないかと思います。そういう問題意識で、他のところが計画を出していないかなと思ったら、一番近いところで兵庫県が打ち出されていたので、もちろん教育機関が絡んでいるから非常に実施が困難だというのは分かります。だからそれが「中長期」目標になっても仕方がないとは思いますが、市が打ち出す目標自体になぜデートDVから始まるのかが今回の基本計画で一番残念なところで、違和感があります。

柳屋副会長：人権教育の推進のところにも、DVの文言を付け加えてはいかがですか。

宮地委員：だから「DV及びデートDV」と書かれたらいいと思います。全部デートDVのところをそのように修正したらいいと思います。

宮本委員：それか小学生、中学生、高校生と分けて書かれたらいいと思います。

宮地委員：高校生になると、非常にデートDVは身近な問題ですが、小学生、中学生に関しては、「なんでうちのお父さん、お母さんはあんなにけんかばかりしてるの」

という両親の話の方が、ずっと身近であると思います。なぜそこを切り込めないのかなと思います。ずっとそこが疑問です。

柳屋副会長：この人権教育の推進のところはわからなくもないですが、「次の世代にDVを残さないために」ということですからね。

宮地委員：ただ私は、DVは一般的な人権教育で解消できない性格を持っているということが、この基本計画の出発点だと思います。一般的な人権教育で解消できないからこそ、基本計画を作るということです。それを人権教育の推進の中に、DVを残さないために暴力を容認しない心を育成する、というふうに謳われているのですが、一般的に暴力を容認しない心を持っていても、妻だけは別と考えている男性がいるんです。そこがDVの難しいところです。

西川委員：教育に関して言うと、デートDVに関係するのはやはり高校生からですね。小学生に対して、この計画全体から言うと被害者の支援はとても重要ですが、加害者を作らないという視点が全くないと思いました。そこがすごく片手落ちだと思います。小学校のときから暴力を使わないで人間関係を作っていくという教育をしてくださいということを前回伝え、デートDVを取り入れてくださいと言ったつもりは全くないんです。やはり子ども達の中で暴力とは何なのか、なぜ暴力を使ってしまうのかということ小学校の時から教育し、暴力というのは感情の爆発なので、感情を自分でコントロールできるようになれば、暴力を使わないでも人間関係を作れると思います。そしたら小学生にそれを教えていくことは加害者を作らない視点になり、今加害者がいるから被害者がいて、私は友人、知人に何人がDVで離婚をされているかたがいますが、その加害者となった方々の職業はすごいステータスが高いんです。弁護士、先生、事業主がいますが、そういう人たちが離婚をした後で、私はDVしましたと礼下げているわけではないので、また次のパートナーを見つけてまた同じことをして被害者がどんどん増えていくという事態を何回か見てきました。そういう中でやっぱり加害者を作らないという視点がなかったら、被害者の支援ばかりしていても、次から次へとDVが起こっていくということを考えたら、芦屋市としてはやっぱり加害者を作らないという教育をしていくことをこの計画の中に盛り込んで欲しいです。

事務局/岡田：前回お話ししたかもしれないのですが、学校での教育はやはり子どもが対象になると考えております。デートDVはもともと入っていたのですが、表現のところでなかなか突っ込みにくいところがあると申し上げたかと思います。今の表現の仕方として人権教育の推進のところでそれでも不十分と言われていたのはわかっているのですが、暴力を容認しない心がDVそのものを容認しない、加害者を作らないということで精一杯表現しているところです。

西川委員：加害者に対する取組は全然ないのですか。野放し状態といえますか。

事務局/岡田：議会でも加害者の更正プログラムとかのお話は出たのですが、加害者の更正プログラムがどこまで有効なのか、機能するのかということも含めて、この計画では加害者の更正は手に余る部分になるのかなと思っています。

西川委員：今の段階ですか。将来的にはお考えですか。

事務局/岡田：加害者の更正が必要でないということではなくて、様々な更正プログラムがある中で、専門的な機関でやってもあまり効果を発揮していない現実を考慮すると、そこに市が力を注ぐ効果等を考えると、この計画をもってそこをカバーするというのは残念なことですけども手に余ると考えております。

西川委員：加害者を更正するのはとても難しいと思いますので、だったら加害者を作らない為にも子ども達に何とかアプローチしていくという方向性を見つけてほしいです。

事務局/岡田：そこは学校現場と工夫をしながらやっていくしかないのかなと思っています。

西川委員：やはりデートDVという表現はよくないと思います。

事務局/岡田：導入の仕方としては、デートDVからDVとなります。今回、市内の中学校でも1年生からデートDVの授業をされたと聞いたので、1年生から早くもそのような授業がなされているんだと感心したのですが、反響として子ども達はいろんなことを考えて、きっとDVについても考えるきっかけになっていると思っています。

宮本委員：小学生からすると、まずは両親のDVを発見するところから始まると思うし、先生からの暴力、子どもたち同士の暴力で、成長過程から考えるとデートをするようになればデートDVが出てくると思うのですが、一番問題なのは親からの虐待だと思うんです。親からの虐待が困難だと思うのは、子ども自身が虐待だと思っていないことなんです。教育、そういうしつけだと思ってしまう。それが、「あれは虐待だったのか」と気付くのは、結構大人になってからで、大学生などから告白されます。先生からの性的な虐待があったとしても、それが先生からかわいがられているのか虐待なのかわかっていなくて、20歳くらいになって気付いている人がいます。それが嫌なことだとは思っているようですが、虐待だと早く本人に気付いてもらえるようにするべきですね。PTAなどもよく話をするのですが、父親から子どもへの虐待も結構あるんですね。とても根が深いのですが、それらを虐待だと早く気付く心をどうしたらいいのかというのがありますね。

宮地委員：DVの加害者は妻だけでなく、子どもに対してもDVに及んでいるというのは多いわけです。だから兵庫県の保護者に対する啓発をはかる理由は、配偶者に対する暴力は、児童虐待にもあたる、だから児童虐待防止と併せて、保護者に対するDV防止に向けた啓発を図る必要があるとしています。そういう点でいうと、DVと児童虐待、教育現場、保護者っていうのはDVについての啓発を考えるうえで一番根幹のように思います。そこで、どうしてデートDVから始まるのかが不思議です。児童虐待防止という観点も含めて、ここを考えていく必要があると思います。

西川委員：発覚しやすいのは幼稚園や学校で、子どもが暴力防止のプログラムを受けることによって、「うちの家、お父さんとお母さんはDVだ」というふうに先生に告げて発覚することもあると思うので、子どもに対する教育はとても必要だと思います。特に先ほどおっしゃっていたように自治会の中でもDVは見えてこないということを考えたら、やはり子ども達に対する教育はすごく大事なことだと思います。

村上委員：何年前前から、キャップ(CAP)を取り入れていますね。3年生か4年生か1学年だけなのですが、そういうのを具体的に充実させる方法もあると思います。キャ

ップの授業で、子どもと保護者も対象になりますので、そのキャップの講座を受けて気が付いたということもありますので、学年を限定しないでその方法も取り入れていくべきだと思います。

事務局/岡田：キャップの講座はP T Aで取り入れられているのですか。

村上委員：教育委員会だと思うのですが、国か県かで決められて、それで上から下りてきている話は聞いたのですが。3年前くらいから始まったと思います。P T Aは関与していません。

事務局/岡田：P T Aの人に参加してくださいということはよくありますね。

村上委員：そういうことはありますが、主催としてP T Aがお金を払ったりはしていません。受講料が高額で、できないと思います。だからこそ教育委員会とか市が予算を組んで1年に1回とかではなく、頻繁にできないかなと思うのですが。

事務局/岡田：今すぐにやるのは難しいです。

西川委員：キャップに限らずに、5年前くらいから大阪府の教育委員会が子どものエンパワーメント事業というのに取り組んでいて、先生に対して、子ども達をエンパワーするためのワークショップを提供しています。キャップだとお金がかかるので先生達はそのスキルを身に付けるということに取り組んでいて、その中で子ども達と接していく中で発覚するということもあるので、暴力と感情をどう折り合いをつけていくのかということ子ども達にきちんと教え、暴力を使わずに、人間関係を作れる人たちを作っていけないと結局ずっと加害者、被害者は増え続けていくのではないのかと思います。芦屋市としても兵庫県と連携しなくてはいけないのかとは思いますが、もう少しそこを盛り込んでいただけたらと思います。今回の計画に盛り込むのもう難しいかもしれませんが、そういう視点を持っていただきたいと思います。

事務局/岡田：今おっしゃられたように、感情をコントロールして暴力をふるわないことは、難しいところです。実はD Vの加害者は、妻以外のかたに対してはそれができるのですが、妻に対してだけコントロールができない、又はコントロールをいないということで、つまり感情のコントロールもできるかたなのに、社会生活も立派に営めているのに、家庭の中だけではそれができないということです。そういうところはある意味、根の深さがあります。

宮本委員：むしろいい人の方が多いですね。

宮地委員：家庭の中で暴力をふるっても自分が恥をかくことはないと思っているから安心して暴力をふるうのだと思います。だから家庭の中に一番メスを入れられるのは、子どもを通じて接している大人だと思います。保育所や学校現場なんです。

宮本委員：子どもに暴力はおかしいということを知ってもらえることができればと思います。

事務局/岡田：子どもが直接虐待を受けるのではなくても、計画の最初の方に書いていますが、親がD Vを受けているということ、子どもが見ること自体が児童虐待にあたるということもはっきりと示しています。それと、暴力が起こったときにケアにあたる周りの大人、特に教職員の皆さんに力量をもっといただかないと、なかなか対応していけないと思います。

村上委員：それに関連して、37ページ「教職員等への啓発、研修」で、表の内容に「研修機会の提供」とありますが、教育現場で暴力が起こることもあるかもしれないのですが、それに対応する教職員のスキルがどれくらいのものなのかという疑問があります。この研修機会の提供というのはどの程度の研修で、どのくらいの頻度で、どのくらいスキルアップできるのか、一概にレベルみたいなことを言うのはおかしいのですが、この辺が少し疑問です。今具体的に言えないかもしれませんが、分かる範囲で教えていただければと思います。

事務局/岡田：ここの目標期間は「中長期」と書いているように、かなり難しいところです。学校現場は家庭内の問題やそれ以外にもたくさん抱えていて、いろんなことに現場で対処しなくてはならないの中で、男女共同参画研修も年に1回は必ず提供していく中で、受けて側の学校現場にあれもこれも必要ということで、ある意味回らないという状況だと思います。それで仕方がないということではなくて、ここは必要だからということで働きかけていき、それに対して学校現場はどのような形で応えてくれるか分からないのですが、こちら側からそういう形でアプローチしていかなくてはならないということです。まだそういう段階です。

村上委員：長くかかりますね。

事務局/岡田：長くかかりますし、先生方も学校現場で色んな経験を積みながら、保護者や子どもと接して、だんだん対応力を培っていかれると思うので、なかなか一朝一夕にはいかないということです。

事務局/竹内：今まで引っ張ってこられた先生方が平成24年度までどんどん退職されていきます。世代が変わる時期なのですが、学校の運営で校長先生が、そういう研修にどこまで力を入れてくださるかは気になるところです。今の芦屋市の現状としてはそういう状況です。

村上委員：ただ長くいる先生が経験を積んで、とてもよくできて、新しい先生ができないとは一概には言えないですね。

事務局/竹内：そうですね。

西川委員：新しい先生だからこそ、まずDVとは何かという研修をしていただいて、DVが発覚したときにどう対応するのかということをも男女共同参画推進担当で言ってもらえないんですか。スキルのある先生がやめたので、研修が必要ですよというように。

村上委員：学校現場が暴力現場でゆれていることは非常によく分かります。それは何が根っこかといわれたら、人権教育で暴力はだめであるとか、感情のコントロールの仕方だと思いますので、そこを子ども達に対し、先生にスキルがあつてうまく伝えることができたと思います。うまくいくかどうかはわかりませんが、今言われていることの解消の一つにはなるのではないかと思います。長くかかることは重々承知ですけど、そこが本当に大切なところであることを教育現場、教育委員会に伝えてもらって、充実・中長期という長い目で見ましようということではなくて、姿勢としてここが重要だということを全面的にアピールしていただきたいと思います。

宮本委員：市立の小学校の先生は市の職員ですか。

事務局／岡田：市の職員ではなく，県の職員です。学校は市立ですが，現場で実際に教えているのは県の職員です。

宮本委員：県の新人職員は県で一般的な新人教育を受けるのですか。それとも市の教育委員会が新人教育をやるのですか。

事務局／竹内：両方あります。

事務局／岡田：例えば夏休み期間にいろんな教育センターで研修を受けたりしますが，ただその研修の内容は教職員である為に教科が中心になりますね。

宮本委員：学校教育ばかりになると，その新任の先生が，学校がおかしいと思っても教育委員会には言いにくいですね。

事務局／岡田：少し話しはずれるかもしれませんが，学校がより開かれた場所になるようにということで，第三者的に保護者のかたが評価をする機関を設けられていて，外部や地域の意見を取り入れるというようにしています。

宮本委員：医者もそうなんです。今までだったら医局に入ったら，オーベン（指導医）の言いなりというか，研修医がある先生について性格的におかしいと言えずに，自分が医者を辞める人が多かったんです。そこで医者をやめるのではなくて，それがおかしいということを受け入れてあげる制度が必要で，今そういう制度ができつつあるんです。同じ医者同士で，他の科の先生が偉い人であれば，他の医局員は口を挟めないのですが，研修医レベルの方がそういうことを把握しやすいので，そういう窓口ができればと思います。

村上委員：さきほどの（学校の）第三者機関の話ですが，おそらく自治会，育友会，愛護委員と校長，教頭で構成されています。ただそのメンバーだと，育友会は別として，個々の先生がいいか悪いかはなかなか分からないと思います。学校評議委員というのは，もちろん自治会のかたは，ふれあい祭りといって，年に1回子どもたちと触れ合ってもらったということがありますが，個々の先生の素質については評議委員会では全く把握されていないというのが現状だと思いますので，さきほど宮本委員が言われたような組織とは違うと思います。

柳屋副会長：色んなご意見が出ましたが，あとは具体化する中で，ご意見を反映してもらえたらと思うのですが。

事務局／岡田：あとは工夫してやっていくしかないのかなと思います。

村上委員：見直しの際にまたいろいろ修正していくということですね。

柳屋副会長：学校教育，啓発教育のところを集中的にご意見いただきましたけれども，他は何かありますでしょうか。

村上委員：35ページの表「子どもの心のケアに関する支援の充実」の内容で「学校内の支援や相談体制の充実」とあるのですが，教育カウンセラーの先生がいらっしゃって，おひとりで複数の学校に出向いておられる場合もありますので，いつも予約がいっぱいということを知ります。話を聞いてもらって子どもたちも心が軽くなって効果的だっていうのは実感しているのですが，教育カウンセラーの人数が少ないと聞いています。できれば常駐していただいて，困っている子ども，特に中学校の生徒はもや

もやを持っている子どもがたくさんいるので、そういう子どもが駆け込めるような場所で常駐していただくのがベストだと思います。実際には週に1回で複数の学校に行かれているのが現状なので、こちらへんが充実・中長期とあるのですが、本当に大事な部分ですので充実できるようにしていただきたいと思います。

事務局/岡田：教育カウンセラーのかたは、学校の中の色々な子どもたちの悩みの相談を受けていますので、現場でも頼りにされていると思いますし、必要であると思っています。兵庫県から派遣されて来られて、現場としても、もうちょっと充実を望んでいて、学校現場も現状で十分だとは思っていないと思います。

村上委員：ここに「相談体制の充実」と記載されていることは、現状でいいとは思っていないくて、充実させる意欲はあるということですか。

事務局/岡田：充実して欲しいと思っています。学校教育課の課長にもこの計画を幹事会の中で見てもらっていますので。ただ現場の意思とは違って、なかなか充実できていないところです。

村上委員：教育委員会と話し合うと、カウンセラーのことだけでなく、配置する人が足りないとよくおっしゃられるのですが、このことに関しては予算の都合ですか、それとも人が足りないということですか。

事務局/竹内：(教育カウンセラーが)県費で来られているのか、市費なのかによっても違いますが、どちらにしても分かりかねます。

村上委員：県にしても、市にしても、これにうたうということは、充実させる必要性はあるということですね。

事務局/岡田：充実の必要性は認識しているということです。

西川委員：子どものケアに関する支援ということで、芦屋市のことはよく分かりませんが、西宮市の子どものカウンセラーは、親の相談も受けていました。親が何か相談したいことがあったら、学校に来ているカウンセラーに相談に行けます。そうすると、そのカウンセラーは親と接する中でDVを発見する可能性が高くなりますね。教育カウンセラーはDVに対して知識をお持ちなのでしょうか。DVを発見しやすいのはカウンセラーなので、DVについての知識を持ったかたがいいのではないかと思います。芦屋市ではどうですか。

事務局/岡田：芦屋市のカウンセラーが親の相談までケアをしているかは分からないのですが、教育カウンセラーなので、まず子どもに対する専門家ということで、DVを主眼においたカウンセラーではないということです。

西川委員：そのカウンセラーの方々にも、やはりDVの視点があって、それを見つけ、発覚したときには他機関につなぐということもできますので、そういう視点も持ってほしいです。男女共同参画推進担当から学校側に対しての発信はできないのでしょうか。

事務局/岡田：できないことはありませんが、まずはどこに主眼をおくかということです。

村上委員：カウンセラーは守秘義務があるので、DVと気付いてもむやみやたらには言えませんね。

事務局/岡田：カウンセラーと相談者の間だけのものですし、(DVの)知識のあるかたかど

うかはわかりませんが、基本的には子どものケアに主眼をおいたカウンセラーだと思います。

柳屋副会長：その他はありませんか。では、事務局はいただいたご意見でもし盛り込めるものがあれば盛り込んでいただくか、具体的な実施の中で実現していただくようにお考えいただいて、記録にとどめていただけたらと思います。それでは基本計画に関してはこれで終わりということにさせていただきます。では、その他をお願いします。

事務局／岡田：先月31日に原案策定委員会でご意見をいただいて、原案の最終調整に入っ取りまとめをしています。今後は、今日のご意見を踏まえて、18日に庁内の本部会議がありますので、そこで計画の決定という運びになります。まとめました計画書につきましては、審議会の委員の皆様にもお送りさせていただきたいと思います。計画が決定して印刷に入りますので、3月中には計画書が出来上がるかと思います。それからこの審議会ですが、委員の皆様の任期は平成21年4月から2年間ということで、この3月末日までとなっております。この委員の皆様による委員会は、今回が最後となります。2年間本当にありがとうございました。心よりお礼申し上げます。また、委員の任期が終了した後も、別の形で引き続き、ご支援賜りますようよろしくお願い申し上げます。それでは終了にあたりまして、副会長から一言お願いします。

柳屋副会長：皆さんそれぞれの立場からの確なご意見を出していただき、非常に充実した審議会になったと思います。今後とも芦屋市における男女共同参画の実現に向けてご尽力いただけたらと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局／岡田：どうもありがとうございました。

= 閉会 =